令和元年度

外部評価実施結果報告書

令和元年11月

新宿区外部評価委員会





新宿区長 様

令和元年度の外部評価実施結果について、次のとおり報告します。

新宿区外部評価委員会

星 卓志 会 長 大 島 副会長 英 樹 委 員 山口 道昭 委 員 板本 由惠 委 員 岸本 幸子 委 員 栗原 真吾 委 員 小菅 知三 委 員 齋 藤 朗 委 員 田中 健士 委 員 鶴巻 祐子 長﨑 恵子 委 員 委 員 野澤 秀雄 委 員 藤川 裕子 委 員 鱒沢 信子 委 員 横倉 泰信

外部評価実施結果の報告にあたって

今年度は、第4期の外部評価委員会の二年度目の評価であった。平成30年度から始まった新宿区総合計画と第一次実行計画を対象に、施策評価、計画事業評価、経常事業の取組状況の確認を行った。

昨年度は、施策評価を実施する初年度であり、また新しく委員になられた方もいて、評価作業は試行錯誤のきらいがあったが、今年度は、各委員ともそれぞれの視点を持った上で外部評価に臨まれたようで、とても活発かつ意義深い議論ができた。部会での学習会を受けて、所管課とのヒアリングに備え事前に一定の理解を得ることに積極的に取り組まれていた。ヒアリングや現地視察において多様な質問が出され、所管課とのヒアリングを通じて、内部評価と外部評価のキャッチボールがより充実したものになっていることを実感できた。

また、昨年度は、施策評価について、どのように評価すべきか悩ましい面があったが、今年度の評価作業においては、施策評価を行うことの意義や考え方について深めることができ、かつ共通認識を持つことをできた。

評価の取りまとめの検討においては、お互いが納得するまで十分な時間をかけて議論を行った。この中には区の取組に対して評価する意見だけでなく、厳しい指摘をしているものもある。これらの意見は、新宿区を更に良くしていきたいと思う意識の現れとして受け止めていただきたい。

今後も、外部評価委員会としても、自分たちの役割を強く認識した上で、常に 区民の目線を持ちながら、真摯な姿勢で評価活動に取り組んでいきたいとの思 いを新たにしたところである。

この外部評価実施結果報告書が、より良い新宿区づくりを推進していく上での一助になれば幸いである。

新宿区外部評価委員会 会長 星 卓志

目 次

第	1 章 新福	音区外音	邻評 和	「 委」	員会	その	概要	更															
1	新宿区外部	『評価委』	員会の	役割]• 槓			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	評価活動の)経過・			•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
3	評価の対象	₹•••			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		10
4	評価の視点	ā · · ·			•	• •		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		15
第	2 章 評价	西結果																					
1	評価結果の)概要・			•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		16
2	評価結果等	学の見方			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		17
3	評価結果•			• •	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		20
	個別施策	I -5		そを担)充実		子ど	もた	_ち	の	生	きる	方力	を	·伸	ば	す	教		•	•	•	•	20
	個別施策	I -8		成の部 こ合っ								きえ	٠,	地	域	0	実		•	•	•	•	44
	個別施策	II-2	災害	手に強	良い付	本制	づく	り	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	個別施策	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I} -9$	資源	原循環	型	生会	の樟		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
	個別施策	V-2	職員	員の創	[力]	開発	、意	意識	改	革(の推	推	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
第	3章 今後	後に向け	ナて・		•	• •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
< 3	資料>																						
1	新宿区外部	『評価委』	員会委	員名	簿:	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	80
2	新宿区外部	『評価委』	員会条	:例•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		81
3	新宿区行政	女評価制.	度に関	する	規則	[[] •		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		83

第1章 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 外部評価委員会設置の経緯と目的

新宿区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、新宿区総合計画(以下「総合計画」という。)と新宿区実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものである。

この間、総合計画の施策(以下「個別目標」という。)、新宿区第一次実行計画 (平成20~23年度)(以下「第一次実行計画(平成20~23年度)」という。)、補助事業の評価を実施し、平成24年度からは新たに経常事業評価を開始した。また、平成25年度からは、新宿区第二次実行計画(平成24~27年度)(以下「第二次実行計画(平成24~27年度)」という。)の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画(平成28・29年度)」という。)の評価、平成29年度からは、新宿区第三次実行計画(平成28・29年度)」という。)の評価、平成30年度からは、総合計画の個別施策(以下「個別施策」という。)の評価、令和元年度からは、新宿区第一次実行計画(平成30(2018)~32(2020)年度)(以下「第一次実行計画(平成30(2018)~32(2020)年度)」という。)の評価を実施している。

外部評価委員会は、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくことを目的としている。

(2) 所掌事務

- ◇外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。
- ◇その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議 し、答申すること。

(3) 外部評価委員会の構成

外部評価委員会は、次の15名で構成されている。

- ◇学識経験者3名
- ◇公募による区民6名
- ◇区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の三つの部会を設置している。

第1部会:まちづくり・環境・みどり

第2部会:福祉・子育て・教育・くらし

第3部会:自治・コミュニティ・文化・観光・産業

(5) 評価の流れ

区が実施する行政評価には、行政内部が実施する内部評価と外部評価委員会が 実施する外部評価があり、その流れは次のとおりである。

① 内部評価

各部の職員(管理職)で構成された経営会議を「内部評価委員会」として、 各部が実施する施策及び事業について、達成度、効率性、成果、妥当性等を分析、検証し、区長に報告する。

区長はその結果を公表する。

② 外部評価

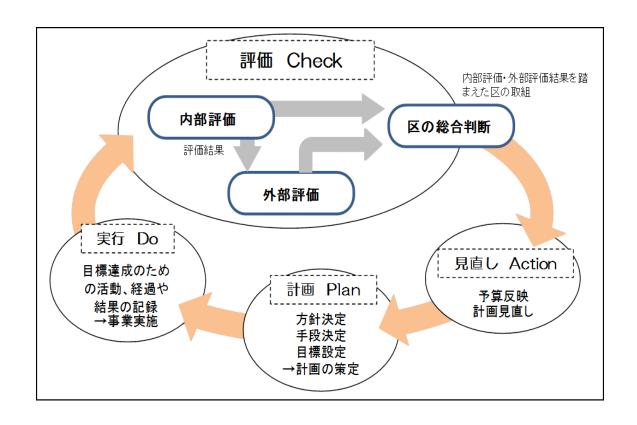
「外部評価委員会」は、上記①の内部評価結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析、検証し、区長に報告する。

区長はその報告を公表する。

③ 区の総合判断

区長は、内部評価、外部評価、それぞれに対する区民からの意見を踏まえ、 行政委員会とも意見を調整した上で、区の総合判断を行い、予算編成に反映す る。

区長はその結果を公表する。



2 評価活動の経過

【平成19年度】

平成 19 年度は外部評価委員会の立ち上げの年であり、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととして評価を実施した。

【平成20年度】

平成20年度は、本格的な外部評価の実施として、平成19年度に外部評価を実施した対象施策を掘り下げるとともに、関連施策を抽出して18施策を対象に評価を実施した。さらに、補助事業については、関連する計画事業と併せて確認した。

【平成21年度】

平成 21 年度は、平成 20 年度から始まった総合計画及び第一次実行計画(平成 20 ~23 年度)に係る内部評価のうち、まちづくり編に係る個別目標及び計画事業全ての評価を行った。評価に当たっては、新宿区基本構想の理念である「新宿力」を形づくる上で、「協働」は重要な手法の一つと考えられるため、基本となる四つの視点のほか、「協働」を軸に評価を実施した。

【平成22年度】

平成22年度は、計画事業について、平成22年度内部評価実施結果報告書(以下「内部評価報告書」という。)のほか、平成21年度の外部評価結果を踏まえた区の取組についてを確認した上で、評価対象を抽出して評価を実施した。また、平成19年度から平成21年度の3年間の実績を踏まえた補助事業の内部評価が行われたため、外部評価委員会においても全補助事業を対象に評価を実施した。

【平成 23 年度】

平成23年度は、第二次実行計画(平成24~27年度)の策定の年に当たるため、平成23年度内部評価における計画事業(まちづくり編)を評価するとともに、計画事業(区政運営編)も評価した。さらに、第二次実行計画(平成24~27年度)に外部評価委員会の意見を反映させるため、「第二次実行計画の方向性に対する意見」を付した。また、経常事業の内部評価が試行されたことに伴い、外部評価委員会として経常事業評価の手法等について、内部評価の課題を抽出し検証を行った。検証結果は、「経常事業評価(試行結果)について(評価手法の確立に向けて・外部評価委員会意見)」(以下「経常事業評価外部評価意見」という。)として区長に報告した。

【平成24年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成24年度は、第一次実行計画(平成20~23年度)の最終年度の評価であるため、上位計画である個別目標について外部評価委員会意見を付した。また、計画事業(まちづくり編及び区政運営編)については、平成20年度から平成23年度までの第一次実行計画期間における総合評価を実施した。さらに、経常事業についても新たに外部評価を行った。

【平成25年度】

平成25年度は、第二次実行計画(平成24~27年度)の初年度の評価であり、計画事業のまちづくり編を平成25・26年度の2か年で評価することとし、計画事業のまちづくり編の約半数となる事業の評価を行った。

また、経常事業は平成24年度に比べて内部評価の事業数が増えたため、外部評価についても対象事業を増やして評価した。

【平成26年度】

計画事業のまちづくり編を平成25・26年度の2か年で評価することとしたため、 平成26年度は、平成25年度に外部評価を行わなかった約半数の事業について評価した。

また、経常事業は、平成23年度の経常事業評価外部評価意見に基づき、区民に身近で区民目線から評価可能な事業、協働の視点が入る事業として、主に自治事務に関する事業を抽出して評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書を読み込んだ上で、各事業課から事業に関する資料の事前提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング後の再質問を行った。

評価結果は、計画事業・経常事業ともに、部会ごとに取りまとめた後、外部評価委員会として全体のまとめを行った。

【平成27年度】

平成27年度は、第三次実行計画(平成28・29年度)の策定の年に当たるため、平成27年度内部評価における計画事業(まちづくり編)の全てを評価するとともに、計画事業(区政運営編)も評価した。さらに、第三次実行計画(平成28・29年度)に外部評価委員会の意見を反映させるため、例年より早く評価結果の取りまとめを行った。

経常事業評価は、平成27年度が、平成24年度から実施してきた最終年度であるため、経常事業(まちづくり編)だけでなく、経常事業(区政運営編)も評価した。

評価に当たっては、内部評価報告書のほか、事業に関する資料や過去の評価結果なども参考とし、評価の効果・効率性の向上に努めた。

【平成28年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 28 年度は、第二次実行計画(平成 24~27 年度)の最終年度の評価を行った。また、平成 24 年度から平成 27 年度までの第二次実行計画期間における総合評価を実施した。このため、平成 27 年度内部評価における計画事業(まちづくり編)の全事業だけでなく、計画事業(区政運営編)も評価し、第二次実行計画(平成 24~27 年度)の振り返りを行った。

【平成29年度】

平成29年度は、第三次実行計画(平成28・29年度)の初年度の評価であり、また、第一次実行計画(平成30(2018)~32(2020)年度)の策定の年に当たるため、計画事業のほぼ全ての事業について評価を行った。評価作業に当たっては、効率化を図るため、内部評価報告書のほか、事業に関連する資料やヒアリングの事前質問・事後質問を活用するとともに、書面評価も実施した。

また、平成30年度から始まる新総合計画期間において、より適切に施策・事業の進行管理を行っていくために、平成28・29年度の2か年でこれまでの行政評価制度を振り返り、新たな手法について検証を行った。検証結果は、「行政評価の手法等の検証について」として区長に報告した。

【平成30年度】

外部評価委員会委員が改選された初年度である平成 30 年度は、これまでの計画事業単位の評価に加えて、施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価(第三次実行計画(平成 28・29年度)の最終年度の評価)及び経常事業の取組状況の確認を行った。

評価作業に当たっては、より効果的・効率的に評価を行うため、ヒアリングに向けた事前準備として部会で学習会を行うとともに、評価対象の個別施策に関連する施設等の現地視察を実施した。

【令和元年度】

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き施策単位の評価を行った。外部評価委員会で選定した個別施策の評価、当該個別施策を構成する計画事業の評価(第一次実行計画(平成 30 (2018) ~32 (2020) 年度)の初年度の評価)及び経常事業の取組状況の確認を行った。また、施策単位の評価が 2 年度目であり、評価の対象となる個別施策の数を増やして実施した。

【活動経過】

≪全体会≫

□	開催年月日		審議事項等
第1回	平成 31 年 4 月 12 日	1	外部評価委員会の評価方針について
第2回	令和元年 10 月 7 日	1	評価の取りまとめについて (その 1)
第3回	令和元年 10 月 18 日	1	評価の取りまとめについて (その2)

≪部会≫

[第1部会]

評価対象:個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」 個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」

□	開催年月日	審議事項等
第1回	令和元年 6 月 25 日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第 2 回	令和元年 7 月 3 日	1 ヒアリングの実施 計画事業 54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」 計画事業 55「女性の視点を踏まえた配慮を要する 方への避難所運営体制の充実」 計画事業 56「福祉避難所の充実と体制強化」 計画事業 57「災害用備蓄物資の充実」 計画事業 58「災害医療体制の充実」 計画事業 59「マンション防災対策の充実」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課:総務部(危機管理課)、福祉部(地域福祉課)、健康部(健康政策課、衛生課)、みどり土木部(土木管理課)
第3回	令和元年 7 月 8 日	1 ヒアリングの実施 計画事業84「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課:環境清掃部(ごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所)、都市計画部(建築指導課)
第4回	令和元年 7 月 9 日	1 現地視察 視察場所:新宿中継・資源センター、上落合防災活 動拠点

第5回	令和元年 7 月 18 日	 1 ヒアリングの実施 個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」 担当課:総務部(危機管理課)、福祉部(地域福祉課)、 健康部(健康政策課、衛生課)、みどり土木部(土木 管理課)
第6回	令和元年 7 月 22 日	1 ヒアリングの実施 個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」 担当課:環境清掃部(ごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所)、都市計画部(建築指導課)
第7回	令和元年 8 月 21 日	1 評価の取りまとめについて (その1)
第8回	令和元年 8 月 22 日	1 評価の取りまとめについて (その2)
第9回	令和元年 8 月 26 日	1 評価の取りまとめについて (その3)
第10回	令和元年 8 月 27 日	1 評価の取りまとめについて (その4)

[第2部会]

評価対象:個別施策 I-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」

	1912年11日	空 詳审
回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和元年 6 月 21 日	1 現地視察 視察場所:新宿区立天神小学校、新宿区立新宿中学 校
第2回	令和元年 6 月 28 日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第3回	令和元年 7 月 12 日	1 ヒアリングの実施 計画事業 26「学校図書館の充実」 計画事業 27「時代の変化に応じた学校づくりの推進」 計画事業 28「公私立幼稚園における幼児教育等の推進」 計画事業 29「学校施設の改善」 計画事業 31「地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実」 計画事業 34「チームとしての学校の整備」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課:総務部(総務課)、教育委員会事務局(教育調整課、教育支援課、学校運営課)

第 4 回	令和元年 7 月 26 日	1 ヒアリングの実施 計画事業 24「学校の教育力強化への支援」 計画事業 25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる 教育の推進」 計画事業 30「ICTを活用した教育の充実」 計画事業 32「東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」 計画事業 33「国際理解教育及び英語教育の推進」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課:総務部(総務課)教育委員会事務局(教育調整課、教育指導課、教育支援課)
第5回	令和元年 7 月 30 日	1 ヒアリングの実施 個別施策 I -5「未来を担う子どもたちの生きる力 を伸ばす教育の充実」 担当課:教育委員会事務局(教育調整課、教育指導 課、教育支援課、学校運営課)
第6回	令和元年 8 月 27 日	1 評価の取りまとめについて (その1)
第7回	令和元年 8 月 28 日	1 評価の取りまとめについて (その2)
第8回	令和元年 8 月 29 日	1 評価の取りまとめについて (その3)

[第3部会]

評価対象:個別施策 I -8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」

個別施策V-2「職員の能力開発、意識改革の推進」

回	開催年月日	審議事項等
第1回	令和元年 6 月 27 日	1 ヒアリングに向けての準備等について
第2回	令和元年 7 月 5 日	1 ヒアリングの実施 計画事業 113「区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」 計画事業 114「新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 個別施策 V - 2「職員の能力開発、意識改革の推進」 担当課:総合政策部(新宿自治創造研究所担当課)、 総務部(人事課、人材育成等担当課)

第3回	令和元年 7 月 11 日	1 ヒアリングの実施 計画事業 42「町会・自治会活性化への支援」 計画事業 43「多様な主体との協働の推進」 評価対象の個別施策を構成する経常事業 担当課:総務部(総務課)、地域振興部(地域コミュニティ課、四谷特別出張所、榎町特別出張所、若松町特別出張所、角筈特別出張所)
第4回	令和元年 7 月 18 日	1 現地視察視察場所:須賀町町会 会長との意見交換、四谷地域センター、四谷区民ホール
第5回	令和元年 7 月 19 日	1 ヒアリングの実施 個別施策 I -8「地域の課題を共有し、ともに考え、 地域の実情に合ったまちづくりの推進」 担当課:総務部(総務課)、地域振興部(地域コミュ ニティ課、四谷特別出張所、榎町特別出張所、若松町 特別出張所、角筈特別出張所)
第6回	令和元年 8 月 7 日	1 評価の取りまとめについて (その1)
第7回	令和元年 8 月 9 日	1 評価の取りまとめについて (その2)
第8回	令和元年 8 月 19 日	1 評価の取りまとめについて (その3)

3 評価の対象

令和元年度は、五つの個別施策を対象に評価を実施した。また、評価対象となる個別施策を構成する計画事業の評価に加え、経常事業の取組状況の確認について実施した。

(1) 第1部会(まちづくり・環境・みどり)

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)			
	2 災害に強い体制づくり			
		54 多様な主体との連携による多世代への防災意識 の普及啓発		
		女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難 55 所運営体制の充実		
	計画事業	56 福祉避難所の充実と体制強化		
		57 災害用備蓄物資の充実		
		58 災害医療体制の充実		
		59 マンション防災対策の充実		
		356 職員応急態勢の整備		
		357 防火防災協会及び防犯協会への事業助成		
П		358 職員防災住宅の維持管理		
新宿の高度防		359 地域の初期消火体制等の確立		
災都市化と安		360 災害時要援護者対策の推進		
全安心の強化		361 家具類転倒防止対策の推進		
		362 感震ブレーカーの普及		
		363 地域防災コミュニティの育成		
	経常事業	364 防災思想の普及		
		365 災害訓練等の実施		
		366 備蓄倉庫の維持管理		
		367 災害情報システムの運用		
		368 防災施設等の管理運営		
		369 消防団活動への振興助成		
		370 事業所と地域の連携推進		
		371 ペット防災対策事業		
		372 土木職員への救命技能(普通)訓練		

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)			
	9 資源循環型社会の構築			
		計画事業	84	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイ クルの推進
			508	リサイクル清掃審議会の運営
			509	清掃協力会の活動支援
			510	廃棄物情報管理システムの運用
			511	一般廃棄物処理業の許可事務等
			512	一般廃棄物収集運搬業務に関わる職員の安全衛
Ш		経常事業		生管理
賑わい都市・			513	清掃一部事務組合及び清掃協議会への分担金
新宿の創造			514	ごみの発生抑制に向けた普及啓発
			515	一般廃棄物の収集運搬業務
			516	粗大ごみの収集運搬業務
			517	有料ごみ処理券の交付等
			518	本庁舎以外の区施設の資源回収
			519	新宿清掃事務所等の管理運営
			520	新宿中継・資源センターの管理運営
			521	リサイクル活動センターの管理運営
			522	建設リサイクル事務

(2) 第2部会(福祉・子育て・教育・くらし)

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)			
	5	未来を担う	子ども	ったちの生きる力を伸ばす教育の充実
			24	学校の教育力強化への支援
		計画事業	25	一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進
			26	学校図書館の充実
	計画事業		27	時代の変化に応じた学校づくりの推進
I			28	公私立幼稚園における幼児教育等の推進
暮らしやすさ			29	学校施設の改善
1番の新宿			30	ICTを活用した教育の充実
			31	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充
			31	実
			32	東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機
		34	とした教育の推進	
		33	国際理解教育及び英語教育の推進	
			34	チームとしての学校の整備

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)			
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実			
		206 創意工夫によるオリンピック・パラリンピック 教育の推進		
		207 総合教育会議の運営		
		208 私立専修・各種学校指導監督事務		
		209 教職員の研修、研究活動に対する支援		
		210 新宿区学力定着度調査の実施		
		211 芸術鑑賞教育の推進		
		212 外国人英語教育指導員の配置		
		213 教科用図書の採択		
		214 学校支援体制の充実		
		215 外国籍児童の教育支援等		
		216 放課後等学習支援		
		217 校外学習活動等の支援		
		218 特別支援学級等の運営(小・中学校)		
		219 就学支援委員会の運営		
I		220 移動教室、夏季施設の運営		
暮らしやすさ		221 教育委員会の運営		
1番の新宿	 経常事業	222 奨学資金の貸付		
	//11/1/1/1/1/	223 教育だよりの発行及び配布		
		224 学校情報公開制度の運営		
		225 学校交換便業務委託		
		226 学校選択制度の運営		
		227 教育センターの運営		
		228 学校情報ネットワークシステムの運用		
		229 教育施設の施設整備と保守管理		
		230 普通学級の管理運営(小・中学校)		
		231 ブラスバンド等の充実(小・中学校)		
		232 義務教育教材整備(小・中学校)		
		233 理科教育等設備整備(小・中学校)		
		234 就学援助(小・中学校)		
		235 学校給食の管理運営(小・中学校)		
		学校給食調理業務の民間委託(小・中・特別支 236 援学校)		
		237 学校保健の管理運営(小・中学校)		
		238 新宿養護学校の管理運営		
		239 女神湖高原学園の管理運営		

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)				
	5	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実			
l ı		公帝事业	240 スクールスタッフの活用		
暮らしやすさ	経常事業		241 社会教育委員の活動		
1番の新宿			242 スクール・コーディネーターの活動		
		产品 世来	243 PTA活動への支援		
		244 入学前プログラム			
		245 家庭の教育力向上支援			

(3) 第3部会(自治・コミュニティ・文化・観光・産業)

基本政策	個別施策(計画事業・経常事業)			
	8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った まちづくりの推進			
		計画事業	42 町会・自治会活性化への支援	
		可四尹未	43 多様な主体との協働の推進	
			295 新年賀詞交歓会	
			296 新宿NPO協働推進センターの管理運営	
I			297 協働促進のための情報提供	
暮らしやすさ			298 地域活動への支援	
1番の新宿			299 コミュニティ推進員の活動	
		経常事業	300 コミュニティ活動補償制度	
			301 地域コミュニティ事業助成	
			302 掲示板の維持管理	
			303 四谷ひろばの維持管理	
			304 地域センターの管理運営	
			305 地域センター受付システムの運用等	
	2 職員の能力開発、意識改革の推進			
			区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育	
V		計画事業	成	
好感度1番の			新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力	
区役所			の向上	
		経常事業	681 区職員として必要な知識の習得、能力の向上	
			682 目標管理型人事考課制度の推進	

(4) 部会別評価数

部会	個別施策	計画事業	経常事業
第1部会	2 施策	7事業	32 事業(2 事業)
第2部会	1 施策	11 事業	40 事業(11 事業)
第3部会	2 施策	4 事業	13 事業(8 事業)
合計	5 施策	22 事業	85 事業(21 事業)

^{※()}内は、外部評価意見を付した事業数

4 評価の視点

外部評価に当たっては、内部評価の結果を踏まえ、施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、検証した。

(1) 施策評価

個別施策の評価に際しては、取組状況の評価区分を「順調に進んでいる」・「おおむね順調に進んでいる」・「やや遅れている」・「遅れている」として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、施策の今後の「取組の方向性」に対して、区民の目線をいかして意見を付した。

施策評価における分析の視点

役割(妥当性): 各主体はそれぞれの役割に基づき取り組んでいるか。

効率性:効率的に各事業を実施しているか。

有効性: 区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。

成果:目的(めざすまちの姿・状態)の実現に向けて成果を

上げているか。

(2) 計画事業評価

計画事業の評価に際しては、評価区分を「計画以上」・「計画どおり」・「計画以下」 として、以下の四つの分析の視点を踏まえ「総合評価」を行った。また、「前回の行 政評価を踏まえた取組」、令和元年度の事業の「取組方針」に対して、区民の目線を いかして意見を付した。

計画事業評価における分析の視点

妥当性:執行体制、事業手法は適切か。

効率性:事業経費の規模は費用対効果からみて適切か。 有効性:区民ニーズや地域課題に的確に対応しているか。

成果:目的の達成に向けて成果を上げているか。

(3) 経常事業取組状況に対する意見

経常事業については、取組状況を確認した上で意見を付した。

第2章 評価結果

1 評価結果の概要

令和元年度に実施した外部評価結果は以下のとおりである。

個別施策の評価(5個別施策)と当該個別施策を構成する計画事業の評価(22事業) と経常事業の取組状況の確認(85事業)を行った。

個別施策の取組状況については、5個別施策のうち、2個別施策を「おおむね順調に進んでいる」、3個別施策を「やや遅れている」と評価した。

なお、個別施策 I-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」、個別施策 I-2「災害に強い体制づくり」、個別施策 V-2「職員の能力開発、意識改革の推進」については、内部評価は「おおむね順調に進んでいる」と評価しているが、外部評価は「やや遅れている」と評価した。

計画事業の評価については、22の計画事業のうち、20事業を「計画どおり」、2事業を「計画以下」と評価した。

なお、計画事業 42「町会・自治会活性化への支援」、計画事業 114「新宿自治創造研究 所の運営による政策形成能力の向上」については、内部評価は「計画どおり」と評価して いるが、外部評価は「計画以下」と評価した。

経常事業の取組状況の確認については、85 の経常事業のうち、21 事業に外部評価意見を付した。

各評価については、評価結果(20ページ以降)のとおりである。

2 評価結果等の見方

(1) 施策評価

計画の体系

基本政策:総合計画の基本政策名 個別事業:総合計画の個別施策名

計画事業: 当該個別施策を構成する計画事業名

基本政策 **個別施策**

計画事業

目的(めざすまちの姿・状態)

個別施策の推進によりめざす将来のまちの姿や状態

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

当該個別施策に対する外部評価の結果

外部評価意見

【総合評価】

【取組の方

当該個別施策に対する外部評価の視点による意見

【総合評価】: 必ず記載

【取組の方向性に対する意見】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】

内部評価

当該個別施策の内部評価結果

(2)計画事業評価

計画事業

当該個別施策を構成する計画事業名(第一次実行計画)

目的

事業実施により達成される事柄

事業概要

第一次実行計画期間における事業実施方法(※枝事業がある場合は、枝事業ごとに記載)

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

当該計画事業に対する外部評価の結果

外部評価意見

【総合評価】

【前回

【令和

当該計画事業に対する外部評価の視点による意見

【総合評価】: 必ず記載

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】: 意見のある場合に記載

【令和元年度取組方針に対する意見】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】: 意見のある場合に記載

【その他意見・感想】

内部評価

当該個別施策の内部評価結果

(3) 経常事業取組状況

経常事業 当該個別施策を構成する経常事業名

事業概要

当該経常事業の目的、実施内容

外部評価意見

当該経常事業に対する外部評価の視点による意見

※経常事業取組状況については、外部評価意見を付した事業を掲載

3 評価結果

基本政策	I	暮らしやすさ1番の新宿
個別施策	5	未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実
計画事業	24	学校の教育力強化への支援
計画事業	25	一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進
計画事業	26	学校図書館の充実
計画事業	27	時代の変化に応じた学校づくりの推進
計画事業	28	公私立幼稚園における幼児教育等の推進
計画事業	29	学校施設の改善
計画事業	30	ICTを活用した教育の充実
計画事業	31	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実
計画事業	32	東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進
計画事業	33	国際理解教育及び英語教育の推進
計画事業	34	チームとしての学校の整備

目的(めざすまちの姿・状態)

子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

「新宿区教育ビジョン」における三つの柱である「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」、「新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現」、「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」という施策の方向性に基づき各事業を展開し、着実に実施している。これらの取組により、就学前から中学校までのつながりのある質の高い教育が推進されていることから、本施策の取組状況は、「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

特に、特別支援教室については、「中学校まなびの教室ガイドライン」を改訂し、全区立中学校での開設に向けた取組は高く評価する。

しかし、ICTを活用したプログラミング教育や「小中連携型地域協働学校」の実施に向けた今後の展開については、課題の共有と効果検証に基づき、丁寧にしっかりと検討していく必

要があると考える。

引き続き、未来を担う子どもたちが、地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、学校・家庭・地域が連携、協働しながら、教育環境がより豊かなものになることを期待する。

【取組の方向性に対する意見】

各学校の取組や地域との連携については、引き続き、課題をしっかりと把握し、適切な支援を行うことで、教育活動や教育環境をより充実させるとともに、質の高い教育が推進されることを望む。

また、本施策を推進していくためには、「チームとしての学校」の取組が大切である。教員に加えて、専門性を持つ多様な人材の配置を進めるとともに、教員と専門性を持つ多様な人材が一つのチームとして、学校運営を支えていくことが求められる。そのため、「チームとしての学校」を構成する人材は多岐にわたることから、計画事業 34「チームとしての学校の整備」の取組に限らず、より広範な取組に対して当てはまるものであると考える。

今後、「チームとしての学校」の取組を広げていく際には、これまで以上に多様な人材との連携が必要となる。それらの人材の果たしている役割と待遇との間に齟齬が生じないよう十分に配慮しながら、取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

今後も、各学校の特色、特性をいかした教育が推進されることを期待する。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

24

学校の教育力強化への支援

目的

子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実させるためには、学校の教育力の向上を図ることが必要です。学校が自主性・自律性を発揮しつつ、教員の指導力の向上や協働性をいかした教育力の向上を促すための支援を行い、各学校(園)の教育目標に沿った計画的な学習活動の実施を目指します。

事業概要

① 学校支援体制の充実

各学校の実情に応じたきめ細かい指導を行うための学習指導支援員(区費講師)の配置

② 学校評価の充実

- (1)教職員等による自己評価、保護者・地域住民等による学校関係者評価の実施
- (2)学識経験者等による第三者評価の実施
- (3)小中連携型地域協働学校モデル実施に対する学校評価の実施

③ 創意工夫ある教育活動の推進

「創意工夫ある教育活動推進事業計画書一覧」や各校の教育目標に沿った、計画的な学習活動の実施

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

学校支援体制の充実、学校評価の充実、創意工夫ある教育活動の推進という三つの事業を個々の学校の実情に応じて、適切に取り組んでいることから、「計画どおり」と評価する。

学習指導支援員については、各学校に配置し、特色ある教育活動を支援していること、あわせて、授業だけではなく、校務分掌も担うことができる効果は大きいため、高く評価する。

学校評価については、第三者評価と教育委員会による訪問指導を隔年で実施していることは評価できる。また、児童・生徒・保護者アンケート結果を踏まえて、地域課題をきちんと捉えていくとともに、小中連携型地域協働学校のモデル実施による学校評価は、関係する学校の評価内容を精査し、今後の展開に十分にいかしてほしい。

各学校の特色をいかした教育活動の推進を実現するため、今後も、各学校・園の幼児・児童・ 生徒の実態や地域の実情をしっかり把握して、支援に取り組んでいくことを期待する。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

学校支援体制の充実について、各校の実情に応じて、きめ細かな指導を行うために、学習指

導支援員を配置したことは高く評価できる。これまでの学校教育の実践や蓄積をいかし、各学 校のカリキュラム・マネジメントに期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

区立幼稚園における学校評価について、学校評価検討委員会での検討結果を踏まえ、全区立 幼稚園が同じフォーマットの評価シートで評価を行えるようになることを望む。

【その他意見・感想】

学校評価の充実については、評価できるが、小中連携型地域協働学校などのモデル実施の際 には、特定の地区に偏ることがないように、モデル校の選定については、よく検討してほしい。

内部評価

25

一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進

目的

学校教育において、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒や外国籍の児童・生徒、不登校の児童・生徒など、特別な支援を必要とする子どもたちの様々な教育的ニーズに対し適切な対応が図られるよう、児童・生徒や学校に対する支援を行うほか、教育環境の整備を行います。

事業概要

① 特別支援教育の推進

- (1)特別支援教育推進員(区費講師)の配置
- (2) 就学支援シートの活用
- (3)理解啓発リーフレットの作成・配布
- (4)説明会の開催

② 中学校への特別支援教室の開設

- (1)中学校特別支援教室先行実施
- (2)特別支援教室開設のための施設整備
- (3)ガイドラインの検証・見直し
- (4)説明会の開催

③ 日本語サポート指導

- (1)日本語初期指導(集中指導・個別指導・DLAテスト)の実施
- (2)日本語学習支援員(教科指導)の配置
- (3) 外国籍等の中学生に対する進学支援
- (4)保護者会等通訳派遣

④ 児童・生徒の不登校対策

- (1)不登校対策委員会及び連絡会の開催
- (2)マニュアルや研修等による教職員への啓発
- (3)スクールソーシャルワーカーの派遣 3名
- (4)家庭と子供の支援員の派遣(区立学校 5 校に配置)

⑤ 専門人材を活用した教育相談体制の充実

- (1)全小・中学校にスクールカウンセラーの配置
- (2)スクールソーシャルワーカーの派遣
- (3)スーパーバイザーによる指導・助言

外部評価結果 (計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

一人ひとりの児童・生徒に対応できるように、特別支援教育、日本語サポート指導、不登校 対策など、それぞれ専門人材を活用して、丁寧に取り組んでおり、「計画どおり」と評価する。

日本語サポート指導において、新たに導入したDLAテストを通じ、児童・生徒の日本語習 熟度をより正確に把握し、学習に反映されることを望む。

また、不登校の児童・生徒が学校に戻れるように、あきらめずに不登校対策に取り組むとともに、戻りやすい環境づくり、雰囲気づくりを学校が作ることも大切ではないか。あわせて復帰率の改善も目指し、引き続き、関係機関が連携をより密にして、いくつかの選択肢、対策を視野に入れて適切な対応をしてほしい。

今後とも、更なる多様性が求められる事業であるため、ソフト面において柔軟かつ適切な対 応ができるように取り組んでいくことを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

中学校の特別支援教室は、令和元年度に全校開設するが、適切に運営できるように取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

道徳や保健体育の授業等を通じて、発達障害及びLGBTをはじめとした性の多様性への理解を深めるとともに、それぞれのケースに応じた相談、支援体制の構築を望む。

内部評価

26

学校図書館の充実

目的

子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習等の教育活動に学校図書館を一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置し、学校図書の計画的な購入支援、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。

事業概要

- (1)業務委託により学校図書館支援員の配置と学校図書館活用推進員の巡回による学校支援を行います。
- (2)放課後等に学校図書館で自学自習や調べ学習等ができる環境を整備します。
- (3)各校の図書標準数に対し7%程度の図書を更新します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

全区立小・中学校に学校図書館支援員を各校週2日程度配置、学校図書館活用推進員の巡回による学校支援、学校図書館の放課後等開放について令和元年度の全区立小学校での実施に向けた準備など、着実に取り組んでおり、「計画どおり」と評価する。

学校図書館に求められている「児童・生徒の豊かな読書活動」と「授業と連携した調べ学習」 が司書等の資格を持つ学校図書館支援員の定期的な配置により推進されていることは高く評価 する。

児童・生徒の読書環境がより豊かになるように自由に学べる環境づくりに取り組んでほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

全区立小学校での学校図書館の放課後等開放についての利用実態を把握し、児童の自学・自習・調べ学習に十分な効果がもたらされているかをきちんと検証するとともに、より利用しやすい環境づくりに取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

学校図書館は児童・生徒の居場所であるとともに、活躍の場にもなっている。学校図書館がより魅力あふれる場所となるよう蔵書の充実や学校図書館支援員の一層の資質向上をはじめとした今後の取組に期待する。

内部評価

27

時代の変化に応じた学校づくりの推進

目的

「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び「学校選択制度の見直し方針」に基づき、児童・生徒数や学級数、学校の規模等について調査を行い、教育環境の変化に対応した就学制度の実現を図ります。

事業概要

- (1)「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」に基づく 児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりの推進
- (2) 学校選択制度検討協議会の答申を踏まえた「学校選択制度の見直し方針」の策定及びこれに基づく 就学制度の運用

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

普通教室の確保については、人口推計や再開発の動向を踏まえ、次年度以降数年間分の児童・生徒数のシミュレーションに基づき、適切に対応していること、小学校の学校選択制の廃止に伴い、指定校変更制度の申立や決定などの手続きの運用改善が図られていることから、「計画どおり」と評価する。

ただし、教室等の施設の整備に当たっては、児童・生徒の活動の支障にならないようにする とともに、在校生が不便な環境にならないように十分に配慮してほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

普通教室の確保に伴い生じるスペースの減少により、放課後子どもひろばの場所などへの影響も十分に検証しながら、取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

小学校の学校選択制が廃止となっても、選ばれる学校づくりの努力が継続されることを期待 する。

内部評価

28

公私立幼稚園における幼児教育等の推進

目的

区内公私立幼稚園において質の高い幼児教育を提供するとともに、幼児教育を受ける際の保護者の選択肢の幅を広げます。

事業概要

- (1)区立幼稚園における3歳児学級の設置及び定員増
- (2)区立幼稚園における預かり保育の実施
- (3)私立幼稚園に対する補助金の交付
- (4)私立幼稚園保護者への補助金の交付

※子ども・子育て新制度移行園は対象外

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

区立幼稚園においては、全14園での3年保育の実施、地域バランスに配慮した4園での預かり保育の実施等保護者のニーズに対応した幼児教育の実施や、私立幼稚園については助成により保育環境の充実に取り組んでいることから、「計画どおり」と評価する。

ただし、それぞれの取組の中で、質の高い幼児教育とは何かが見えていないように思われる。 また、質の高い幼児教育の評価の視点が見えるような指標の設定を検討してほしい。今後とも、 質の高い幼児教育をどう確保していくのかを示しながら、取り組んでいくことを望む。

あわせて、預かり保育についても、魅力ある保育の質の確保に努めてほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

保護者のニーズを把握し、それぞれの取組をしっかり検証して、幼児教育の質を更に高めて ほしい。

幼児教育・保育の無償化の実施以降も、公私立幼稚園にこだわらず、幼児教育がより一層充実、推進されることを期待する。

【その他意見・感想】

幼児教育・保育の無償化によって、現在、休園中の区立幼稚園が影響を受けると思われるが、 どのように活用していくのかも含めて、検証してほしい。

内部評価

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

29

学校施設の改善

目的

学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備を行います。

事業概要

安全・安心な教育環境の確保、避難所としての機能向上のため、区立小中学校トイレの洋式化を推進します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

予定していた小・中学校の学校トイレの洋式化を着実に実施し、児童・生徒にとって安全・ 安心な教育環境を確保するとともに、災害時の避難所としての機能向上に寄与したことから、 「計画どおり」と評価する。

ただし、工期を 2 学期の授業開始以降まで設定したことは、教育活動への影響が出るため適切ではないと考える。今後は工事手法を変更して、工期の大幅な短縮を図り、授業への影響は最小限になるように改善するとのことだが、学校施設の工事の実施に当たっては、学校の教育活動への影響に留意し、環境の変化に応じた適切な対応をされることを望む。

【令和元年度取組方針に対する意見】

近年の夏の猛暑が、学校の教育活動に少なからず影響を及ぼしていることから、未設置校を 対象に小・中学校の屋内運動場(体育館・武道場)に空調設備を整備することは大いに期待す る。適切な工事手法により予定どおり工事を実施し、良好な教育環境が整備されることを望む。

【その他意見・感想】

小・中学校のトイレの洋式化を進めていく中で一定の割合で和式トイレを残すことは、様々 なニーズに対応するため、一定の配慮をしており、適切であると考える。

より多様なニーズに対応していくため、車いす等でも利用可能な多機能型トイレ (だれでもトイレ) について、設置場所の表示や各フロアへの設置等、拡充についても検討してはどうか。

内部評価

30

ICTを活用した教育の充実

目的

区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用ICT機器(電子黒板機能付プロジェクタ・実物投影機・タブレットパソコン)について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、教育効果の高い最新のICT機器に更新します。

事業概要

(1)ICT機器の更新 (特別教室・少人数教室) 287 台

(2)プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動の実施

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

区立小・中・特別支援学校全 40 校における特別教室・少人数教室等の I C T機器の更新を計画的に実施するとともに、 I C T 支援員の配置、 I C T推進リーダー向け研修等により、教員の支援に取り組んでおり、授業の質的向上を図っていることから、「計画どおり」と評価する。今後は、更新した I C T機器の安定稼働を確保するとともに、 I C T機器がより効果的に活用されることを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

新学習指導要領の実施に対応したプログラミング教育の実施の際には、デジタル教材・プログラミング教育の実践事例等の成果を共有する仕組みを整えるだけでなく、プログラミング教材を実際に活用できるように適切な支援を望む。

【その他意見・感想】

ICTを活用した教育の推進に当たっては、ICT機器の効果や学習の定着度への寄与なども含めて、教育効果について地道に検証を続けてほしい。

内部評価

31

地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実

目的

地域住民や保護者等が、学校運営や学校評価に参画できる仕組みである地域協働学校運営協議会を 設置し、各学校の状況や地域の実情を踏まえながら、学校と地域住民等が連携・協働して学校運営を行い ます。学校・家庭・地域の相互理解を深めることにより、地域社会全体で子どもたちの教育環境を豊かにして いきます。

事業概要

全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、 開かれた学校づくりを更に推進していきます。

また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

小中連携型地域協働学校の本格実施に向けて、平成 30 年度から、学校運営協議会と地域との連絡会 及び連携型地域協働学校をモデル実施します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

各学校運営協議会に、職員の派遣による情報提供、研修会の実施による事例紹介等の活動支援を行うとともに、学校評価等の機会を通じて学校との課題等の共有を図ることで、地域に根ざした教育が推進されている。また、「小中連携型地域協働学校」及び「学校運営協議会と地域との連絡会」のモデル実施を予定どおり行い、子どもの教育環境を豊かにする取組を進めたことから、「計画どおり」と評価する。

特に、「学校運営協議会と地域との連絡会」のモデル実施については、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域団体やNPO、地域の企業・事業者等が参加の機会を持つことで、地域全体で子どもの成長を支える取組が一層広がっていくことが期待できる。「学校運営協議会と地域との連絡会」の取組が広がることで、その相乗効果として、「小中連携型地域協働学校」の取組にしっかりとつながっていくのではないか。モデル地区以外の他地区への展開が進んでいくことを望む。

【令和元年度取組方針に対する意見】

四谷地区での「小中連携型地域協働学校」のモデル実施については、その課題と成果を丁寧 に検証する必要がある。また、他地区への展開については、四谷地区におけるモデル実施の効 果を十分に検証するとともに、各地区の地域性や特色、保護者や地域に関わっている人等の思いをきちんとくみ取った上で、慎重に検討を進めていくことを望む。

【その他意見・感想】

地域協働学校は、地域ぐるみで子どもの成長を支える仕組みづくりに向けて有効な取組であり、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を行い、地域や保護者に開かれた学校づくりが推進されている。地域協働学校の充実に向けては、子どもを地域で活動できる、地域の担い手として育てていくという観点もとても大切である。今後も、学校・家庭・地域との連携により、学校だけでなく地域に結びつくような人材を育成することで、地域の活性化にもつながることを期待する。

内部評価

32

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の 推進

目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、大会後のレガシー(有益な財産)となる、大会後の新宿区を見据えた教育を推進する必要があります。そのため、多文化が共生する区において子どもたちが異文化を理解し、自国の文化を誇りに持つことに加え、思いやりをもって全ての人により良い社会の実現を目指すこと、また、スポーツを通じて自らの心身を向上させていく態度を育成するための教育を支援します。

事業概要

① 英語キャンプの実施

英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズ を通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。

② 伝統文化理解教育の推進

学校における伝統文化理解教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である新宿に愛着をもち、 伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の 伝統文化の体験教室等を実施します。

また、中学校においては、区に伝わる伝統や文化を学ぶきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験を実施します。

③ 障害者理解教育の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への 理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交え ながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。

④ スポーツギネス新宿の推進

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校でスポーツギネス新宿を実施します。

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育として、英語キャンプの実施、伝統文化理解教育の推進、障害者理解教育の推進、スポーツギネス新宿の推進という四つ

の事業を多様な視点から着実に取り組んでいること、また、各事業に参加した児童・生徒のアンケート結果からも成果を上げていることから、「計画どおり」と評価する。

より多くの児童・生徒が、本事業を通じて様々な体験をすることで、豊かな心と健やかな体づくりに取り組んでいくことを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

本事業は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機として開始した事業であると理解するが、児童・生徒にとって、とても有益な事業であると考えるため、オリンピック・パラリンピック終了後も継続して実施していくことを望む。また、本事業を通じて児童・生徒が得た経験や思いが、生涯を通じていかしていけるレガシーとなるような取組に発展させてほしい。

特に、パラリンピック競技の体験や障害者スポーツ選手との交流が、児童・生徒の障害者理解を深めるとともに、社会の一員としてお互いに支え合える存在となれるよう、ボランティア・マインドを醸成するきっかけとなることを期待する。

内部評価

33

国際理解教育及び英語教育の推進

目的

グローバルな視野を持ち国際社会で活躍するとともに、多様な文化が共存するまち・新宿を支える人材の 育成に向けて、小・中学校を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうと する態度を育むために、ICTの活用や地域人材との連携等、様々な手法により国際理解教育及び英語教 育を推進していきます。

事業概要

① ICTを活用した英語教育の推進

英語の習得と国際感覚の醸成のため、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くよう活用します。

② コミュニケーション能力を高め国際理解を深める英語教育の推進

全学年に対し外国人英語教育指導員(ALT)を活用した質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。

③ 英検チャレンジ

実用英語技能検定(英検)受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用 について補助します。合格に向け、英語の4つの技能(聞く・読む・話す・書く)による能力の向上を重 視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

専門性の高い事業者への委託による外国人英語指導員(ALT)を区立小学校の全学年に計画的に配置し、質の高い英語授業を実施するとともに、実用英語技能検定(英検)受験を希望する区立中学校2年生への受験料の補助及び区立中学校全学年に対し英検IBAを実施することで、児童・生徒の英語に対する学習意欲の向上が図られていることから、「計画どおり」と評価する。

引き続き、英語教育を積極的に推進するとともに、より広い視野に立った国際理解教育が進められることを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

令和2年度からの全区立小学校へのデジタル教材の導入に向けては、教育課題研究校2校における検証・検討を十分に行った上で、導入に向けた準備を進めてほしい。

英語教育の推進に当たっては、他教科とのバランスや児童・生徒、教員等の現場の状況を踏まえながら、児童・生徒の英語に対する関心や意欲が高まるように更なる取組の充実が図られることを期待する。

【その他意見・感想】

英語教育の推進が、国際理解を深めるための一つの手段であることは理解できるが、新宿は 多様な文化を背負った人たちが共存しているまちでもあるため、英語だけに偏らない国際理解 教育を一層推進していく必要があるのではないか。新宿のまちの多文化・多国籍という特色を いかして、保護者等と協力して様々な国の文化に触れる機会を作るなど、多様な場面を捉えて、 国際理解を深めていってほしい。

内部評価

34

チームとしての学校の整備

目的

子どもを取り巻く状況の変化や、複雑化・多様化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な人材が 各々の専門性に応じて学校運営に参画することにより、学校の組織力をより効果的に高めていくとともに、子 どもたちの教育活動の充実を図ります。

事業概要

① 部活動を支える環境の整備

生徒の部活動を支えるために、国や都が示したガイドラインを踏まえ、区における部活動指導員のあり方や休養日の設定など、環境の整備について検討を行います。

検討の結果を踏まえ、令和元年度から部活動運営支援事業を実施します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

教員の勤務環境の改善や働き方改革の実現、子どもの教育活動の充実を図るために、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を策定し、教員の勤務時間・負担感の軽減や生徒の部活動での充分な休養の確保など、一定の成果につながっていることから、「計画どおり」と評価する。

今後は、教員と部活動指導員とが緊密な連携を図りながら、活動と休養のバランスの取れたより質の高い部活動が推進されることを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

部活動指導員の配置に当たっては、各校の部活動の現状や課題に留意しながら、各校のニーズに応じた支援に取り組んでほしい。児童・生徒に安定した質の高い部活動の実現が図れるように、人材の確保や育成に努め、より充実した取組となることを望む。

【その他意見・感想】

「チームとしての学校の整備」の取組内容としてはやや限定的であり、事業名と事業内容に 少しずれがあるように思われる。

内部評価

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 206 | 創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進

事業概要

東京都教育委員会からの委託を受け、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施し、区立学校・幼稚園・子ども園での学習内容や活動とオリンピック・パラリンピックを関連付けた取組を展開します。

外部評価意見

多様な取組を展開するに当たっては、それらの取組の課題や成果をしっかりとフィードバックし、共有する とともに、成果を今後どのようにいかしていくかということについても留意しながら取り組んでほしい。

経常事業 208 私立専修・各種学校指導監督事務

事業概要

私立専修・各種学校の健全な発展を図るため、指導監督を行うほか、私立学校の設置・廃止等の認可、 各種届書の受理を行います。

学校教育法では都道府県の事務と規定されていますが、都の条例により、各種学校のうち専ら外国人を 対象とする日本語学校を除き、区内の専修学校・各種学校については、区の事務となっています。

外部評価意見

新宿区には私立専修学校及び私立各種学校が多く設置されていることから、留学生の実態について、しっかりと把握するように努めてほしい。また、都との緊密な連携の下、引き続き、私立専修・各種学校の適切な指導・監督に取り組んでほしい。

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 214 学校支援体制の充実

事業概要

学校問題支援室の設置やより良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(「hyper-QU」)の活用などにより、いじめや不登校等の問題行動の発生防止・解決を図ります。また、「学校支援アドバイザー派遣事業」「教育課題研究校事業」により学校の教育力を強化していきます。さらに、平成30年度から「学校の法律相談事業」を導入し、弁護士の専門性を活用することにより、学校を取り巻く課題に対応します。

外部評価意見

学校問題支援室の設置やより良い学校生活と友達づくりのためのアンケートである「hyper-QU」については、現在、区立学校の小学4年生から6年生及び中学1年生から3年生を対象に実施している。

小学1年生から3年生については、児童の率直な回答が得られないなどの懸念があるため、実施方法や 内容等について精査する必要があると思われるが、区立小学校10校では1年生から3年生も対象に工夫 しながら実施している。それらの状況を検証しながら、区立全小学校において1年生から6年生を対象に「h yper-QU」の実施について検討してはどうか。

経常事業 216 放課後等学習支援

事業概要

授業だけでは学習内容の習得が十分ではない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対して、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細やかな指導を行います。また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。

外部評価意見

放課後等学習支援員は、有償ボランティアという位置付けであるが、「チームとしての学校」の一員としての役割を担うのであれば、待遇面も含めて相応の位置付けとなるように検討してほしい。

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 218 特別支援学級等の運営(小・中学校)

事業概要

障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身に着けさせる ことを目的とし、特別支援学級や特別支援教室の運営に対する支援を行います。

外部評価意見

今後、特別支援学級や特別支援教室の対象となる児童・生徒の増加が見込まれることから、小・中学校を通した各校間の意見交換や情報共有に基づき、特別支援教育推進員や特別支援学級介助員を含むスタッフの配置等を適切に行い、一層の体制強化が図られることを望む。

また、特別支援学級や特別支援教室の運営に当たっては、今後も個々の児童・生徒の状況に応じたきめ細かな支援が行われることを期待する。

経常事業 222 奨学資金の貸付

事業概要

有用な人材を育成することを目的として、新宿区に居住する者で高等学校等に在学し、又は入学するもののうち、成績優秀であり、かつ経済的な理由により修学困難なものに対して、修学上必要な資金を貸し付けます。年 1 回、奨学生を募集、採用した奨学生に対し、正規の修業年限の期間中に奨学資金を貸し付け、正規の修業年限終了後1年後から返還してもらいます。

外部評価意見

経済的な理由により修学困難なものに対し、国や都における給付型の助成制度を補う奨学資金として、本事業による奨学資金の貸付が有効に利用されるために、必要としている人に対して、きちんと情報が行き届くように更なる周知の強化が望まれる。

また、奨学資金の返済についても、指導や督促等がより徹底されることを期待する。

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 237 学校保健の管理運営(小・中学校)

事業概要

学校保健安全法に基づき、区立小・中学校の児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持・改善を図るため、定期健康診断や環境衛生検査などを実施します。

外部評価意見

生活習慣病については、子どもの頃から発症が懸念されていることから、小児生活習慣病予防健診の早期受診を積極的に促すとともに、必要に応じて医療機関への受診の働き掛けや栄養指導等を行うことで、児童・生徒の生活習慣病の発症を未然に防ぐように努めてほしい。

経常事業 240 スクールスタッフの活用

事業概要

地域特性をいかした教育活動の展開、地域が抱える教育課題の解決及び地域の教育力の向上を図り、 地域に開かれ・地域に支えられる学校づくりを推進するため、地域の教育資源(教員免許・司書・保育士等 の有資格者)であるスクールスタッフを活用します。

外部評価意見

スクールスタッフは、有償ボランティアという位置付けであるが、「チームとしての学校」の一員としての役割を担うのであれば、待遇面も含めて相応の位置付けとなるように検討してほしい。

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 241 社会教育委員の活動

事業概要

社会教育委員は、社会教育法に基づき教育委員会が設置しており、社会教育に関する諸計画の立案や 教育委員会への助言等を行います。

外部評価意見

第 21 期社会教育委員の会議のテーマである「地域協働学校への支援の輪を広げるために〜支援につながる具体的な方策について〜」について、地域協働学校がより有効な取組となるように、有益な提言がなされることを期待する。

経常事業 242 スクール・コーディネーターの活動

事業概要

地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、 教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。

外部評価意見

スクール・コーディネーターは、ボランティア要素の強いスタッフである一方で、「学校と家庭と地域との連携を図り、児童・生徒の学習活動や体験活動を充実させ、地域に開かれた学校づくりを支援する」という非常に重要な役割を担っており、その活動内容は複雑かつ多岐にわたっている。そのため、各学校のスクール・コーディネーターの働き方や活動内容等の実情をしっかりと把握し、理解するとともに、役割、業務、待遇のバランスが図られるように対応していくことが必要ではないか。スクール・コーディネーター当事者の熱意に依存することなく、多様な場面で活躍できるような仕組みづくりを望む。

個別施策 I-5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実

経常事業 244 入学前プログラム

事業概要

安心して入学準備ができるよう、区立小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、新 1 年生保護者会等の機会を利用して、保護者同士子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施します。

外部評価意見

安心して入学準備を進めるとともに、そのフォローアップの事業として、非常に有効な事業である。プログラムの実施に当たっては、適宜、内容の検証を行うとともに、保護者や子どもの様々なニーズに対応できるように検討し、更なるプログラムの充実を図ってほしい。

基本政策	Ι	暮らしやすさ1番の新宿
個別施策	8	地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくり の推進
計画事業	42	町会・自治会活性化への支援
計画事業	43	多様な主体との協働の推進

目的(めざすまちの姿・状態)

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、地域の人材を有効に活用しながら、区民が自治の主役として考え行動し、地域課題に取組・解決していくことで、区民が活躍し、安心した生活を送ることができるまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

やや遅れている

外部評価意見

【総合評価】

本施策を構成している個別の事業については地道に取り組んでおり、一定の成果を上げていると評価する。

しかし、施策全体として、めざすまちの姿の実現に向けての理念が明確になっていないのではないか。個別の事業をそれぞれ実施しているが、区、区民、地域団体等で地域の課題が共有できていない。また、それらの課題をどう捉えていくのかが見えない。今後、地域との関わりについて、どのように対応し、広げていくのかを明確にすべきではないか。これらのことから施策全体の取組としては、「やや遅れている」と評価する。

町会・自治会の加入促進に向けた取組やコミュニティ活動への参加促進の取組など、地域活動に対して無関心な区民への働き掛けも重要であるが、同様に、地域活動に積極的に取り組んでいる区民への支援も重要と考える。区民、地域が連携し、自ら地域課題の解決に取り組んでいくためには、施策全体としての理念の明確化及び地域の実情の把握や課題の抽出が不可欠である。区民や地域団体等の活動がより促進されるよう今後の取組に期待する。

【取組の方向性に対する意見】

地域の実情を把握し、課題を抽出することで、地域課題の解決につながるのではないか。これらのことをしっかりと踏まえて、事業を実施することが重要であると考える。特に、若年層の加入促進に関しては、既存の町会・自治会の担い手が高齢化していることから、これらの課題認識には大きな隔たりがあり、解消策が求められる。今後も、地域自治の更なる推進に向けて、取り組んでいくことを望む。

【その他意見・感想】

地域自治を担うのは誰か、地域の課題は何なのかなどの諸々の課題については、区や区民など様々な主体を含めて協力しながら、解決していくことが大切である。それらの解決に向けて、区や区民などの話し合いの場を制度化するなど、これまで以上に充実させていく必要があると考える。

そのためにも、新宿区自治基本条例第 21 条にいう地域自治組織などに関する事項の条例化 に向けて検討を進めてほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

42

町会・自治会活性化への支援

目的

新宿区にある 200 の町会・自治会の代表者(地域の代表)で組織され、地区町会連合会相互の連絡と協調を図り関係行政機関等との意見調整を行うことにより、地域活動を活性化させ、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする「新宿区町会連合会」と連携して、町会・自治会の活性化策の検討に取り組むとともに、活性化策の実施を支援します。

事業概要

新宿区町会連合会と連携し、地域の様々な課題に取り組むとともに、地域住民の親睦や地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会への加入率の向上を図ります。

特にマンション等集合住宅居住者や若年層に町会・自治会活動への理解や参加を促す周知活動を検討、実施します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画以下

外部評価意見

【総合評価】

指標 1 「町会・自治会の加入率」については、一定の成果を測ることはできるが、加入率の向上自体が必ずしも町会・自治会の活性化につながるものではない。「活性化」とは、加入率の向上だけにとどまるものではない。活動の活発化に向けた取組も重要ではないか。。

事業の取組内容や実施結果については理解できるが、形式的なものとなっており、その成果 として町会・自治会がどのように変化したのかということまで捉えていないように思われる。

町会運営者の人材確保など町会・自治会の実態に即した課題に積極的に対応する取組となっておらず、区民ニーズや地域課題に対して的確に対応しているとは言えないため、「計画以下」と評価する。

本事業の最終的な目的が町会・自治会の活性化であるとすれば、そのための支援こそが必要ではないか。活性化に向けていろいろな事業に取り組んでいるが、町会・自治会の活性化とは何なのかという区の理念が見られないため、課題の解決につながっていないように思われる。あわせて、町会・自治会の実情に関する、より深い理解が求められる。

区として町会・自治会の課題をどのように捉えているのかということを明確にした上で、事業手法の再構築も含めて取り組んでいく必要があるのではないか。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

コンサルティングを導入するなど新たな手法を取り入れたことは、町会における「気づき」

の機会を与えることになるため、良い取組であると評価する。平成30年度より開始した取組のため具体的な成果についてはこれからになるが、町会・自治会の活性化に向けて、今回の取組事例を他の町会と情報共有するとともに、コンサルティングの取組が更に広がることを期待する。

若年層に町会・自治会の活動を周知するため、SNSを利用した情報発信の講座の実施などに取り組んでいるが、町会・自治会自体が若い人を入れることの心構えを持つための取組も必要ではないか。

【令和元年度取組方針に対する意見】

これまでの支援策である地元町会(単一町会)紹介パンフレットや加入促進チラシ等の作成 については、必要な取組であることから、今後も継続して実施するとともに、その内容につい ては随時、見直し、より効果的なものとなるように取り組んでほしい。例えば、町会は、どの ようなことに役立っているのか、加入のメリットや役割など町会の存在意義をより積極的に発 信するなど、受け手の区民が関心を持てるような内容としていくべきである。

また、コンサルティングの導入、実施に当たっては、町会に任せるだけではなく、区でもその成果を分析、検証し、次の取組につなげていくことが必要である。

【その他意見・感想】

町会・自治会の活性化に向けて、町会・自治会の運営者をはじめとした人材の確保とその人 材に基づく地域課題への対応力の向上が必要である。

区は基盤整備は行うが、区民が町会・自治会に加入した後は、町会自体の問題、町会任せになっているように思われる。町会・自治会は任意団体ではあるが、区と町会・自治会がしっかり連携して、取り組んでいくことを望む。あわせて、特別出張所の位置付け、地域との関わり方の検討を進めてほしい。

内部評価

43

多様な主体との協働の推進

目的

複雑・多様化する地域課題の効果的な解決を図るため、協働事業提案制度による地域活動団体等と区の協働の推進、協働推進基金を活用した地域課題に取り組む団体の活動支援により、地域を支えるNPO や地域活動団体などの多様な主体との協働を推進していきます。

事業概要

- (1)協働推進基金助成金の実施
 - •団体単独事業:助成総額200万円、助成率2/3
 - ・区との協働事業:助成額300万円×2事業、助成率3/4、最長3年間
 (2年目200万円、助成率2/3、3年目150万円、助成率1/2)
- (2)協働事業提案制度採択事業の実施
- (3) 庁内の協働の推進

協働の理解を深めるための説明会や研修の実施

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

NPOや地域活動団体等の多様な主体との協働により着実に事業を実施し、従来の協働事業 提案制度により実施している2事業については、地域とも連携し、一定の成果を上げているこ とから、「計画どおり」と評価する。

事業の実施に当たっては、協働による取組を一過性のもので終わらせるのではなく、実施した事業をどのように醸成、発展させていくのかということがより重要である。現状では、多様な主体との協働による事業の成果が見えにくく、事業の所管課に十分に還元されているとは言い難い。各事業の所管課と情報共有し、連携を図ることで、地域課題の効果的な解決につなげていけるよう更なる工夫が必要である。各事業を地域活動に結びつけていくとともに、その成果が区民に還元されるものとなるよう今後の事業の更なる発展を期待する。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

協働事業提案制度や協働推進基金助成による団体単独事業助成については、着実に事業を実施していると評価する。

一方で、協働推進基金助成による協働事業助成については、平成30年度の採択事業の実績は 0事業となっている。この点については、制度の趣旨や審査基準等の周知不足が考えられるこ とから、より一層の制度の周知が必要ではないか。今後、申請数を増やすとともに、質の高い 事業提案や事業採択に結びつけていくため、助成制度の内容について、より積極的な周知に取 り組んでいくことを望む。

【令和元年度取組方針に対する意見】

協働事業助成については、自由提案と課題への提案の二つの区分で事業の募集を行っているが、事業実施へのハードルがやや高いように感じる。地域課題の解決のために事業実施を推進するのであれば、より多くの主体が応募しやすい助成制度について検討してはどうか。例えば、地域課題を区民から募集し、その課題に対する基本的な事業手法を区から提案する形の事業とすれば、地域課題により的確に対応できるのではないか。

【その他意見・感想】

複雑・多様化する地域課題を解決していくために、専門性を持ったNPOや地域活動団体等と地域の区民や町会・自治会とが連携して事業に取り組めるように、更なる工夫を望む。

内部評価

個別施策I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

経常事業 297 協働促進のための情報提供

事業概要

地域を支える多様な主体の活動や協働と参画によるまちづくりへの区民の一層の理解・参加を図るため、 社会貢献活動団体の情報や協働の取組に関する情報提供を行います。

外部評価意見

区民活動支援サイト「キラミラネット」については、掲載記事の情報が更新されていないものも見受けられ、 アクセス数もそれほど多いとは言えないことから、区民にとって効果的なサイトとなっていないのではないか。 社会貢献活動団体の情報発信や協働の取組に関する情報提供を行うサイト運営としては意義があると考えるが、掲載内容については、協働事業紹介冊子「新宿ソダチ」をサイト上で閲覧できるようにするなど関連事業と連携し、より魅力的なコンテンツとなるように工夫してほしい。

経常事業 299 コミュニティ推進員の活動

事業概要

各特別出張所(10 所)にコミュニティ推進員 1 名を配置し、地区内のコミュニティ活動の総合支援を行います。

外部評価意見

令和2年4月からの会計年度任用職員制度への移行に向けて、改めてコミュニティ推進員の役割、業務内容について整理するとのことだが、コミュニティ推進員の本来の役割は専門性の高いコミュニティ活動の総合支援業務であることを踏まえ、現場の意見を取り入れながら、業務内容を検討し、より有効に活用できる仕組みとなることを期待する。

個別施策 I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

経常事業 301 地域コミュニティ事業助成

事業概要

地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進のため、区民が主体となって活動している地域団体が行う事業に対して、各特別出張所を単位として助成を行います。

外部評価意見

区民が主体となって活動している地域団体が行う事業に対して助成を行っているが、事業助成の実績として、既存団体・既存事業が多く、予算の執行率も低いことから、団体の発掘に加えて、新たな事業も開拓していく必要があるのではないか。また、3年ごとの助成制度の検証と見直しに当たっては、区民、地域団体等の意見を踏まえるとともに、補助金が持続可能なコミュニティ活動に資する事業に使われているかをきちんと検証し、事業助成が地域全体の課題解決にも着実に結びつくように引き続き取り組んでほしい。

経常事業 302 掲示板の維持管理

事業概要

区民に対する広報活動の一環として使用している区設掲示板の維持管理等を町会・自治会等に委託する ことによって、区事業の一層の普及を図ります。

また、老朽化したものや破損等が起こった掲示板についての維持管理を行います。

掲示板の設置や修繕工事の費用は区が負担し、また、町会・自治会に掲示板の維持管理及び掲示物掲示を委託することにより、掲示板が区民の協力によって良好に整備、活用されています。

外部評価意見

回覧板等が年々機能しにくくなっている現状があるため、区民に対する広報活動、地域の情報伝達として とても有効な手段である。引き続き、適切な維持管理に努めてほしい。

個別施策 I-8 地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進

経常事業 304 地域センターの管理運営

事業概要

地域のコミュニティ活動の拠点として会議室や多目的ホールを持つ地域センターの管理運営を行います。運営は、地域住民等で構成する管理運営委員会(指定管理者)が行っています。

外部評価意見

地域住民等で構成する管理運営委員会が指定管理者として、各地域センターの管理運営を行っているが、担い手の高齢化等により人材不足となっており、担い手の確保が急務である。また、今後、地域住民だけでは担うことが難しくなることが懸念されるため、利用者の利便性向上の観点からも、民間事業者を指定管理者に指定することについても積極的に検討してほしい。

経常事業 305 地域センターの受付システムの運用等

事業概要

地域センターの受付・承認業務にインターネットシステムを活用します。

外部評価意見

地域センター受付システムについては、インターネットの利便性が十分にいかされているとは言えないのではないか。

現行の申込方法についての課題をきちんと把握し、利用者のニーズに沿って、より有効に活用できるような仕組みとなるように検討してほしい。

基本政策	П	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化
個別施策	2	災害に強い体制づくり
計画事業	54	多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発
計画事業	55	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実
計画事業	56	福祉避難所の充実と体制強化
計画事業	57	災害用備蓄物資の充実
計画事業	58	災害医療体制の充実
計画事業	59	マンション防災対策の充実

目的(めざすまちの姿・状態)

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域 防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

やや遅れている

外部評価意見

【総合評価】

高度防災都市化の実現に向け、区民の防災意識の向上、避難所運営体制の充実、災害時要援 護者への支援、マンション防災対策の推進等の多方面から事業に取り組んでおり、各事業とも 一定の成果を上げている。

しかし、本施策の重要な目的の一つである「地域防災力の向上」については、各事業の取組 が、災害時に有効に機能する地域防災の担い手づくり、体制づくりの成果が出るまでにはまだ 至っていないことから、取組状況としては「やや遅れている」と評価する。

引き続き、本事業を構成する各事業を着実に推進するとともに、今後は、災害時に主体的に活動する区民や団体等の地域防災の担い手の育成に向けた取組をより一層強化し、自助・共助による地域防災の体制が構築されることを期待する。

【取組の方向性に対する意見】

自助・共助による地域防災力を強化するには、区民一人ひとりの防災意識の向上が不可欠であり、防災訓練を繰り返し実施するとともに、防災対策の必要性を地道に啓発することが必要である。

防災訓練の実施に当たっては、実施する曜日の工夫や朝、日中、夜間等の時間帯の実施など、 多くの区民が参加できるようにするための検討、あるいは、より実態に即した訓練とするため の検討を進めてはどうか。 内部評価

おおむね順調に進んでいる

54

多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発

目的

NPO、ボランティア団体、企業等の多様な主体と連携して、楽しみながら防災を学べるイベントを実施し、 日頃、防災活動に接する機会が少ない、若者をはじめ幅広い世代の参加を促進することにより防災意識の 向上を図ります。

また、防災イベントなどを通して、地域防災の新たな担い手の発掘・育成、地域の顔の見える関係づくりを 推進し、自助・共助による地域防災力を強化していきます。

事業概要

(1)幅広い年齢層への防災意識の普及啓発

NPO、ボランティア団体、企業等の多様な主体と連携して、楽しみながら防災を学べるイベントを実施し、日頃、防災活動に接する機会が少ない若者をはじめ広い世代の参加を促進することにより防災意識の向上を図ります。

(2)地域防災の担い手育成

また、防災イベントなどを通して、地域防災の新たな担い手の発掘・育成、地域の顔の見える関係づく りを推進し、自助・共助による地域防災力を強化していきます。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

「しんじゅく防災フェスタ 2018」の開催は、楽しみながら防災を学べるイベントとして、幅 広い年齢層に対して防災について学ぶきっかけづくりとなっており、とても良い取組である。 イベントの実施により、防災意識の向上及び地域防災の担い手の育成に向けた取組を着実に進 めていることから「計画どおり」と評価する。

しかし、本事業により地域防災の担い手として育成した人たちが、災害時に地域で一定の役割を担い、活動するという体制が構築されていないのではないか。自助・共助による地域防災力の向上に当たっては、地域で活動できる担い手の発掘、育成が大きな課題であり、本事業により地域防災の担い手として育成した人たちを実際の地域防災活動にどのように結びつけていくかが重要である。そのため、より具体的な体制づくりに向けた取組が必要である。

引き続き、防災イベントなどを通じて多世代への防災意識の向上を図るとともに、防災に関して関心が低い区民等に対して、より一層の普及啓発を行い、多くの区民の防災に対する関心が高まるよう更なる取組の工夫を期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

防災イベントについては、防災を身近に感じるきっかけとして有効な事業であるが、年1回 の実施では意識啓発の効果として、限定的になるのはないか。今後は、地域的な広がりとして、 イベントの開催場所の拡大や実施回数を増やすことなども視野に入れて検討してはどうか。

また、本事業により地域防災の担い手として育成した人たちを地域防災活動に結び付けていくために、地域防災の担い手としての登録制度を設けるなど、人材育成を着実にいかしていくための取組を進めていくことも必要ではないか。

内部評価

55

女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の 充実

目的

避難所において配慮を要する方の安全及び安心を確保するために、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。

事業概要

防災区民組織、民生委員・児童委員、PTA、大学等と連携して、避難所等における女性をはじめ配慮を要する方への支援体制をテーマとしたワークショップを実施し、災害時における避難所運営体制の充実・強化を図ります。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れながら、ワークショップの開催や避難所における支援体制と環境整備の検証、改善に取り組んでいることから「計画どおり」と評価する。

しかし、実際に災害が発生した際に、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難 所を迅速に開設し、運営するための体制がまだ構築できていないのではないか。ワークショッ プを通じて要配慮者支援についての検討を更に進めるとともに、検討した内容を反映した避難 所を的確に開設、運営できる体制づくりを構築していく必要がある。

また、ワークショップの実施に当たっては、多様な視点から要配慮者のニーズを受け止めていくことが重要である。平成30年度は、女性の視点を重視したワークショップを実施し、避難所管理運営体制の充実を着実に進めたが、今後は、高齢者、障害者、外国人等のより多様な主体の視点をワークショップに取り入れていくとともに、様々な要配慮者の視点を踏まえた避難所の管理運営体制の検討を進めてほしい。

より一層の避難所の管理運営体制の充実が図られることを期待する。

【令和元年度取組方針に対する意見】

いつ発生するか分からない災害に迅速に対応するためには、ワークショップを通じて検討した、避難所の運営体制、レイアウト、必要な備蓄物資等の意見を集約し、目指すべき避難所の管理運営体制を設定した上で、その実現に向けた具体的な取組を進めていく必要があるのではないか。

それらのノウハウを各避難所に情報提供、情報共有するとともに、避難所の開設・運営が適 切に行えるように取り組んでいくことを望む。

【その他意見・感想】

事業全体として、やや女性の視点に重点を置いているように思われる。配慮を要する方には、女性だけでなく、高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等、多様な方が想定されることから、「要配慮者」とはどのような方なのかということを分かりやすく明示した上で、それぞれの視点を踏まえて避難所管理運営体制について検討していくべきではないか。

内部評価

56

福祉避難所の充実と体制強化

目的

災害時に高齢者や障害者等の要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために、要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成し、自助・共助の取組として要配慮者がセルフプランを作成できるよう、普及啓発を進めます。

また、福祉避難所運営マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた福祉避難所開設・運営訓練を実施することにより、福祉避難所の充実と体制強化を図ります。

事業概要

要配慮者への調査結果を分析し、要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成し、普及に努めます。 新たに区内の民間福祉施設 5 所と福祉避難所に関する協定を締結し、備蓄を配備します。

分析結果を反映させた福祉避難所運営マニュアルを作成します。

マニュアルに基づいた福祉避難所開設・運営訓練を実施していきます。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

要配慮者災害用セルフプランのひな型の作成や福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組むなど、事業を着実に実施していることから「計画どおり」と評価する。

引き続き、福祉避難所の充実を図るとともに、要配慮者支援の実効性を更に高めるため、要配慮者災害用セルフプランの効果的な普及啓発に努めてほしい。

今後も、災害に備えて自助・共助の取組がより一層促進されることを望む。

内部評価

57

災害用備蓄物資の充実

目的

避難所の食糧等備蓄物資の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査して災害時における避難所の機能の充実を図ります。

また、避難所の備蓄物資を補完するための拠点区備蓄倉庫を整備し、災害時における円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。

事業概要

- (1)避難所の食糧等の備蓄物資の更新を計画的に行い、災害時の避難所の機能維持を図ります。
- (2) 備蓄物資の品目や数量等の見直しを行い、備蓄物資の更なる充実を図ります。
- (3)避難所の備蓄物資を補完するための拠点区備蓄倉庫を整備します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

災害時における避難所機能の充実のため、食糧等備蓄物資を計画的に更新し、必要な備蓄物資を配備するなど、備蓄物資と備蓄倉庫の両面から物資供給体制の構築に努めていることから、「計画どおり」と評価する。

備蓄食糧の更新に当たっては、区民への還元やフードバンクへの寄付など、より効率的な活用方法を検討するとともに、更なる食品ロス削減の取組につながるように努めてほしい。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

賞味期限を迎えるおかゆ缶詰を更新に合わせて、地域行事等で区民へ配布したとのことだが、 配布についての周知が不十分であったように思われる。防災の意識啓発や食品ロス削減の観点 から、備蓄食糧等を区民へ配布する際の周知の仕方について、より一層工夫してほしい。

内部評価

58

災害医療体制の充実

目的

災害発生時には、多数の傷病者が発生する一方で、被害により人的・物的医療資源が損なわれる場合もあり、通常の医療システムでの対応が困難となります。限られた医療資源で傷病者に対して、迅速かつ継続して適切な医療活動が行うことができるよう、災害医療体制の一層の充実を図っていきます。

事業概要

医療救護所、避難所及び災害医療救護支援センターに備蓄している医薬品・医療資器材等を計画的に 更新し、機能維持を図ります。

医療救護所及び災害医療救護支援センターの開設・運営訓練の実施、新宿区災害医療運営連絡会等の開催により、災害医療体制を充実させます。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

災害時の迅速かつ適切な医療活動を行うために、新宿区医師会、歯科医師会、薬剤師会、区 民などと協力した医療救護所の開設・運営訓練、災害医療救護支援センターの開設・運営訓練 や災害医療研修会を実施するなど、着実に事業を実施していることから「計画どおり」と評価 する。

今後も、より実践的な訓練を実施しながら、災害医療体制の強化に取り組んでほしい。

【その他意見・感想】

都や近隣自治体と連携して、ネットワークの強化を図るなど、広域的な災害医療体制の充実 に向けた一層の取組を望む。

内部評価

59

マンション防災対策の充実

目的

区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援します。

また、マンションと地域との連携を促進することにより、地域の防災力の向上を図ります。

事業概要

(1)マンション防災の普及啓発

マンション住民に対して、マンション特有の地震動を体験できる装置(地震動シミュレーター)を用いた訓練や防災セミナーを通して、自助・共助による防災対策を推進します。

(2)マンション自主防災組織への支援制度の創設

マンション防災対策の充実・強化を図るため、マンション自主防災組織への支援制度を構築の上、実施します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅である現状に鑑み、マンション住民への防災 意識の普及啓発やマンション防災への取組を支援することは、地域防災力の向上につながることから、重要な取組である。マンションでの防災訓練の実施や、マンション自主防災組織の結成に向けたインセンティブとしてのマンション自主防災組織への防災資機材を助成する制度の構築など、予定どおり事業を実施したことから「計画どおり」と評価する。

今後は、マンション自主防災組織への防災資機材等助成制度を活用し、マンション自主防災 組織の結成につながるよう取組を進めてほしい。

一方で、マンション住民に対する防災意識の普及啓発活動については、一層充実させていく 必要がある。引き続き、地震動シミュレーターによる防災訓練やマンション防災講話等を実施 するとともに、例えば、「マンション防災はじめの一歩」の配布方法を見直し、強化を図る、あ るいは、マンション管理組合や町会・自治会等の様々なルートを通じて、マンション防災の意 識啓発や働き掛けを行うなどの工夫により、多様な場面を捉えてマンション住民の防災意識の 向上を図っていくことを期待する。

内部評価

経常事業

363

地域防災コミュニティの育成

事業概要

地域の自主防災体制の強化を目的として、防災区民組織に対する活動助成や、防災ボランティアの育成を推進します。

外部評価意見

新宿区防災サポーターが、地域防災の担い手や地域におけるコーディネート機能として、活動することを 期待する。また、新宿区防災サポーターの育成については、区民のほか、企業への働き掛けなどにも取り組 んではどうか。

防災意識の普及啓発や地域防災の担い手の育成について、計画事業 54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」と一体となって、事業に取り組むことで、より一層効果的なものとなることを望む。

基本政策	Ш	賑わい都市・新宿の創造
個別施策	9	資源循環型社会の構築
計画事業	84	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進

目的(めざすまちの姿・状態)

ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

おおむね順調に進んでいる

外部評価意見

【総合評価】

資源循環型社会の構築に向け、ごみの減量とリサイクルの推進のための事業を実施することで、区民一人1日当たりのごみ量は着実に減少している。特に、金属・陶器・ガラスごみからの資源回収や集団回収の促進など、多様かつ丁寧な取組により資源化が進んだことは、区のごみ処理量の減少に貢献しており、一定の成果を上げている。これらのことから、取組状況は、「おおむね順調に進んでいる」と評価する。

今後も、ごみ減量とリサイクルの推進について、区民への意識啓発を継続的に行うとともに、 ごみの発生抑制、資源回収の拡充、事業系ごみの適正処理という課題に対し、多様な視点から 取り組んでいくことを期待する。

【取組の方向性に対する意見】

現在、区においては資源化に向けた多様な取組を実施しており、一定の成果を上げている。 しかし、資源化率がほぼ横ばいである状況から、更なる資源回収の拡大に向けた取組の工夫が 望まれる。今後は、資源化に対する区民の意識を育て、区民自らがより一層、資源化に向けた 取組を進めていくことが必要であると考える。区民への直接的な意識啓発を一層強化するとと もに、事業者、民間企業等とも協力して、身近な場所に資源回収ステーションを設置するなど、 区民が資源化に取り組みやすい環境づくりについても検討してほしい。

【その他意見・感想】

資源循環型社会の構築に向けては、ごみの排出量そのものを抑えることが非常に重要である。 ごみ発生抑制の手法として、家庭ごみ収集の有料化についても、ごみの排出量の減少への効果 を含め、今後、検討を進めてはどうか。

また、海洋プラスチックごみによる環境への影響が世界的な問題となっていることから、区においても廃プラスチックに対する取組を積極的に進めてほしい。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業

84

ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進

目的

持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を 図ります。

事業概要

① ごみの発生抑制の推進

区民、事業者及び区による意見交換の場として新宿区3R推進協議会を運営し、相互に理解を深めながら、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取組を推進していきます。

② 資源回収の推進

資源回収実践団体への支援を実施します。

あわせて区の資源回収も推進し、安定した資源回収の実現を図っていきます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける小型家電から抽出したリサイクル金属を活用した入賞メダルプロジェクト事業「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」へ協力します。

③ 事業系ごみの減量推進

事業用大規模建築物への立入検査を行い、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導します。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

ごみの発生抑制の推進として、定期的なフードドライブや食品ロス削減協力店制度等の実施、 資源回収の推進として、金属・陶器・ガラスごみからの資源回収や資源集団回収実践団体への 支援等の実施、事業系ごみの減量推進として、事業用大規模建築物への立ち入り検査の実施な ど、三つの視点からごみの減量とリサイクルの推進へ向けた多様な取組を着実に進めている。 これらの取組の結果、区におけるごみ処理量が減少していること、また、資源回収量も増加 していることから、「計画どおり」と評価する。

今後も、ごみ減量目標の達成に向けた取組がより一層促進されることを期待する。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

金属・陶器・ガラスごみからの資源回収業務を民間に委託することで、効果的に回収業務を 行い、資源回収量の増加につながっていることから、着実に成果を上げていると評価する。

一方で、地域団体による資源集団回収は、効率的な資源回収や区民のリサイクル意識の向上

等の観点から、更に推進していく必要がある。

今後も、資源集団回収を増やしていくための取組を続けてほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

フードドライブや食品ロス削減協力店登録制度等のごみの発生抑制に向けた取組について、 区民への周知が十分に行き届いていないように思われる。これらの取組を拡充させていくとと もに、区民への普及啓発をより強化し、3R活動や食品ロス削減の取組が区民の生活の中に浸 透するよう努めてほしい。

内部評価

計画どおり

経常事業

514

ごみの発生抑制に向けた普及啓発

事業概要

ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的とした、啓発パンフレットの作成、児童・幼児等向け講座等の実施、施設見学会、ごみ減量・リサイクル功労者表彰等を行います。

外部評価意見

ごみ発生抑制に向けて、区民の意識の向上を図っていくことが今後、一層重要になると考える。現行の啓発活動を強化するとともに、施設見学会の機会の活用や新たな取組も含めて、より積極的に区民へのごみ発生抑制についての普及啓発活動に取り組んでいくことを望む。

基本政策	V	好感度1番の区役所	
個別施策	2	職員の能力開発、意識改革の推進	
計画事業	113	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	
計画事業	114	新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上	

目的(めざすまちの姿・状態)

地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った施策を自ら立案できる職員を育成します。このことにより、区民本位の区政運営をめざします。

外部評価結果

(順調に進んでいる/おおむね順調に進んでいる/やや遅れている/遅れている)

やや遅れている

外部評価意見

【総合評価】

新宿区人材育成基本方針に示す「私たちがめざす職員像」に対して、研修実施計画の内容が 十分に合致しているとは言えないのではないか。

研修実施計画に基づき、区研修を適切に実施し、一定の成果を上げていることは評価できる。 しかし、現在の研修実施計画は、公務員として必要な基礎的な能力を身につけることはできる が、更にもう一歩踏み込んだ能力の開発、向上に対する取組の視点が欠けているのではないか。 このことから、取組状況は「やや遅れている」と評価する。

本施策の目的が、「地域の将来を見据えた時代認識を持ち、区民起点で考え、変化に柔軟に対応し、地域の実情に合った施策を自ら立案できる職員を育成する」ことであるため、区や地域の実情を知るための取組をより積極的に進めていく必要がある。これまで以上に、現場・現実を重視した職員の育成に力を入れて取り組んでいくことを期待する。引き続き、職員一人ひとりに必要となる能力の開発、向上に向けて、職場外研修、職場研修などの様々な研修を充実させるとともに、時代の変化に応じて研修内容を常に見直していくことで、自ら考え、行動し、区政を担うことのできる人材の育成に取り組んでほしい。

【取組の方向性に対する意見】

地域の実情に合った施策を自ら立案できる職員を育成していくためには、職員のモチベーションの向上や研修自体の意義をこれまで以上に自覚していくことも必要ではないか。

職員が区民と一緒に地域課題を共有し、解決に向けて取り組むことで、区民ニーズや地域の 実情を直に感じることができると考える。研修や能力向上の仕組みの中に、区民との協働が実 践できる機会をこれまで以上に多く取り入れていくことを望む。

【その他意見・感想】

区民や地域の実情を知ることは、結果として区政の課題解決の道筋になると考えることから、 職員を育成していく上で、「区民の声を聞く」ということに一層力を入れて取り組んでいくこと を期待する。

内部評価

おおむね順調に進んでいる

計画事業

113

区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成

目的

実務を遂行する上で欠かせない知識や法令等の基礎能力向上とともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を継続して進めます。

事業概要

職場外研修、OJT(職場研修)支援及び自己啓発支援等を通じ、実務を遂行する上で欠かせない基本的な知識を習得し、基礎的な能力を向上させるとともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成をします。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画どおり

外部評価意見

【総合評価】

新宿区人材育成基本方針に基づき作成した研修実施計画の職員研修体系により区研修を行い、職員の能力向上に向けて適切に取り組んでいることから、「計画どおり」と評価する。

しかし、各研修が実務にどのようにいかされているのか、具体的な成果が見えてこない。短期的に研修の成果を測ることは難しい面があるが、研修を受けた結果、どのような効果があったのか、どのような成果を上げているのかということをきちんと捉えていくことも、今後、必要な視点ではないか。

また、事業目的である「区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成」をするための視点として、区民と協働するという内容の研修が少ないのではないか。例えば、区民と現場職員、関係部署である新宿自治創造研究所等とが連携して、区民ニーズや地域の課題を抽出、把握した上で、それらを解決していくことを目的とする研修を企画するなど、これまでの切り口を変えるなどの取組も必要ではないか。

区民の視点に立ち、自治の実現に努める職員を育成するために、職員が明確な目的を持って 研修を受講できるよう、より踏み込んだ研修の実施を期待する。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

職員が研修を受けて終わりではなく、その先の実務につながるように、引き続き、取り組んでほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

係長級の職員が不足しているという現状に鑑みて、職員の昇任意欲の向上が不可欠である。 研修を受ける前提として、地域の実情を把握し、区民福祉の向上につながるような「気づき」 を得ることが大切であり、「気づき」を得ることにより、個々の職員のモチベーションの向上にもつながると考える。職員の意識改革に向けて、今後も研修内容の一層の創意工夫を期待する。 一方で、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進も重要な課題であることから、それらを踏まえながら、個々の職員の仕事に対するやりがいの発掘につながるような取組を進めてほしい。

【その他意見・感想】

職員一人ひとりの資質向上に向けては、職員の自発的な能力向上への取組がより重要であると考える。そのため、研修の実施に当たっては、研修により習得すべきもの、OJTにより習得すべきもの、自ら能力開発すべきものなど研修内容、区分の見直しも必要ではないか。

なお、研修の対象者に関しては、会計年度任用職員の取扱いについて、引き続き検討を進めてほしい。

内部評価

計画どおり

計画事業

114

新宿自治創造研究所の運営による政策形成能力の向上

目的

区が直面する課題を的確に把握・分析し、区民ニーズを先取りした新たな政策を打ち出していくため、区職員と学識経験者が連携して政策研究と政策提言を行う「新宿自治創造研究所」を運営し、区の政策形成能力を高めます。

事業概要

政策立案の基礎となる人口等のデータ分析や、区の中長期的な政策課題にかかる調査研究を行い、研究成果を毎年、レポートやフォーラムにより発信していきます。

外部評価結果

(計画以上/計画どおり/計画以下)

計画以下

外部評価意見

【総合評価】

区の政策形成能力を高めていくために、新宿自治創造研究所が行う政策研究、政策提言は有効な事業であり、今後も区政の発展につながるような取組を期待する。

しかし、データや事例収集等の文献研究だけでは、区の直面する課題を的確に把握することは難しいのではないか。政策立案の基礎となるデータを提供し、区民ニーズに対応した政策提言をするための研究を行うのであれば、地域課題を掘り下げるとともに、将来を見据えた課題も含めて、区の実態を的確に把握した上で、研究を進めていくべきと考える。

また、新宿自治創造研究所の役割として、政策研究に加えて、政策提言を行うことも担っているが、研究の成果が実際の政策立案にどのようにいかされたのかが見えてこない。

これらのことから、「計画以下」と評価する。今後は、区が直面する課題を明確に提示し、地域課題の解決に結びつく研究に取り組むとともに、より実効性のある政策研究、政策提言を行っていくことを望む。

【前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見】

政策研究に当たっては、研究結果を出して終わりとするのではなく、研究の成果をきちんと 区民に周知し、それに対する区民からの意見を今後の研究にフィードバックしていくという仕 組みづくりが必要ではないか。研究成果の発信として、研究所レポートの発行や自治フォーラ ムを開催しているが、それらの取組をこれまで以上に深めていくとともに、研究成果の更なる 周知、活用を図ってほしい。

【令和元年度取組方針に対する意見】

「公民連携 (PPP)」についてのより実践的な研究、新たな研究テーマとして設定した「デ

ータで見る新宿区の姿」及び「新宿ブランドの創出」の研究については、今後の区政の発展に 寄与する研究となるよう取組の工夫を期待する。

研究に当たっては、区の実態をより的確に把握していく必要がある。そのため、研究を進める段階、研究成果を発信する段階など、各段階において区民の意見が反映できるような仕組みを検討すべきと考える。

【その他意見・感想】

新宿自治創造研究所の研究が、本来の意義である地域自治を支えるものであると考えるので あれば、「地域自治」についての見識、考え方をより一層深めていく必要があるのではないか。

内部評価

計画どおり

経常事業

681

区職員として必要な知識の習得、能力の向上

事業概要

新宿区の研修を補完するとともに、各区との連携や情報交換を強化するために、合同研修へ受講生を派遣しています。

外部評価意見

他区と合同で研修を実施することにより、各区との連携や情報交換の強化が図れるため、今後も継続して実施してほしい。

専門研修による知識の取得や能力の向上のほかに、23 区特有の課題や大都市である第一ブロック(千代田区・中央区・港区・新宿区)に共通する課題や特色について、職員の能力向上が図れるような研修の実施を期待したい。

なお、能力開発の内容によっては、職員自らが行うべきと位置付けられるものがある。行政の役割として、 このような分野に対しては適切な評価(人事評価)にとどめることのほうが好ましいのではないか。適宜、研修 内容の見直しについて検討してほしい。

経常事業

682

目標管理型人事考課制度の推進

事業概要

目標管理型の人事考課制度を推進することにより、地方分権時代にふさわしい行政感覚と、現場・現実を 重視する職員を育成するとともに、配置管理、昇給・昇任の適正化を図り、組織力を向上させます。

外部評価意見

目標管理型人事考課制度に基づき、職員の勤務成績について、適切に制度の運用がなされている。より 意欲のある職員を育成するため、職員の自主的な取組を積極的に評価し、人材育成を図るなど、更なる取 組の工夫を期待する。

第3章 今後に向けて

今年度の評価作業は、本委員会として新宿区総合計画の五つの個別施策を選定し、それらを構成する計画事業の評価と経常事業の取組状況の確認をした上で、個別施策を評価するというプロセスで実施した。

「今後に向けて」の章では、審議の過程やその後の全体会で、各部会長、各委員から 出された意見を踏まえ、今年度の評価作業の全体を通じて浮き彫りになった課題や問題 点を記す。

区におかれても、これらの意見を十分に受け止めていただき、引き続き、行政評価の 質を高めていくように取り組んでいくことを望む。

1 指標や目標設定について

適切な指標の設定に当たっては、事業名や事業目的に対して具体的に設定されている目標や指標が十分に理解しやすいものであるかどうか、引き続き、検証してほしい。 事業によっては、その性質上、事業目的に沿った指標の設定が難しいことは理解できるが、できる限り事業目的に沿ったアウトプット指標、アウトカム指標となるように、更なる工夫をしてほしい。

引き続き、事業の目的との関連で、その成果を的確に表現できる適切な指標となるよう改善を望む。

2 内部評価の分かりやすい記載について

内部評価シートについては、年々分かりやすい記載内容になってきている。

しかし、事業によっては、取組の内容や実績は詳しく説明してあるが、そのことでどういう成果があったのかがあまり見えてこないものや、内部的には努力しているが、外部で活動している者からみたら、更なる努力が求められていると感じられるものが見受けられる。

より具体的な記載内容となるよう工夫を加え、区民に分かりやすい視点で、より丁 寧な説明に努めてほしい。

3 計画事業の枝事業が再掲事業で構成されている場合の評価の仕方について

一つの計画事業がいくつかの枝事業で構成されており、それらの枝事業のうち、別の計画事業が再掲になっている事業がある。その場合の計画事業評価シートの表記の 仕方について工夫の余地があるのではないか。

内部評価では、再掲事業の記載は省略しているが、区民からみると、非常に分かりにくく、指標の設定が適切なのかなど本委員会でも疑問の声が挙がったが、ヒアリングにおいて理解することができた。今後、記載の仕方について検討してほしい。

あわせて、評価対象の個別施策を構成している計画事業の中で、再掲事業になっている事業がある。それらの事業についても評価の対象として取り扱うかどうかについて、今後の検討課題としたい。

4 事業名と事業内容との齟齬について

計画事業などの事業名と目的、目標からみて、実際に行われている事業内容が比較 的小規模なものや限定されているものがあり、外部評価に当たって、戸惑うことがあ る。

今後は、目的と手段、実際の取組との間の関連性について、所管課がより分かりやすい説明に努めていくことを望む。

5 現地視察について

今年度は、所管課とのヒアリングの実施前やヒアリングの合間に現地視察を実施し、 実際に現場を見ることができ、評価に際してとても有益な活動であった。

現地視察については、視察場所、実施時期等を所管課と調整する必要があるが、ヒ アリングや評価に当たり、より効果的にいかしていくために比較的早い時期に実施す ることや、場合によっては複数回の視察も視野に実施すべきと考える。

今後も、現地視察については、実施時期や十分な時間の確保など現場の実態把握の 機会をより充実していく必要がある。

6 外部評価における評価の仕方について

計画事業や経常事業の個別の事業をしっかりと評価することが大切である。それら の評価を積み重ねるとともに、施策の目的や方向性が目指していることに照らして、 評価することが必要である。

今年度の評価作業において、個別の事業が計画どおりに進められているとしても、 施策として目指していることが達成されているとは限らないことが見えた。このこと が、個別施策を評価することの最大の意義であると考える。

また、事業を計画どおりに実施しているので、「計画どおり」と評価するのか、指標の達成度により評価するのか、事業の目的に照らして進捗状況を踏まえて評価するのか、外部評価委員会として引き続き検討課題としたい。

7 外部評価の作業日程について

今年度、各委員の活発な議論のもとかなりの時間をかけて、時には予定時間をすぎてまで検討を行った。十分な審議時間の確保という意味でも、会議の日程を増やすなどの工夫が必要である。しかし一方で委員への過度な負担がかからないようにしなければならない。

作業日程について、それらのことを考慮しながら、会議の日程を増やすことも含めて今後の検討課題としたい。

また、事前の学習会においては、部会に分かれて施策体系などの内容の理解や疑問点の整理、事前質問を含めたヒアリング事項の確認、調整などを行っているが、これまでの経験を踏まえて、より有益となるように実施内容や時期についての工夫が必要である。

8 外部評価意見を受けてのその後の対応について

行政評価の結果を受けて、どう対応したかについては、計画事業評価シートの「前回の行政評価を踏まえた取組(進捗状況)」に記載されている。評価の際に、本委員会において、その後の状況を確認することができ、情報としてとても役立っている。今後は、外部評価の対象の施策、事業についても、外部評価意見を受けて、その後、どのように対応したかについて、翌年度の本委員会に報告することとしてほしい。

9 行政評価のより一層の活用について

行政評価の結果を踏まえて、事業の見直しや予算編成作業への反映など行財政運営のPDCAサイクルをより一層徹底、強化し、引き続き区民の視点に立った分析及び検証を実現できる行政評価制度として取り組んでほしい。

以上、「今後に向けて」として、課題等を整理した。これらの事項については、引き続き検討し、改善が図られるように取り組んでいきたい。

来年度は、第4期の最後の年として、行政評価の客観性と透明性を更に高めていくと ともに、外部評価の役割をしっかりと果たしていきたい。

く資 料>

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

	氏 名		
第1部会 まちづくり 環境 みどり	星卓志	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授	会長 部会長
	齋藤 朗	公募区民	
	藤川 裕子	公募区民	
	板本 由惠	新宿区エコライフ推進協議会	
	野澤 秀雄	新宿区防災サポーター連絡協議会	
第2部会 福祉 子育 くらし	大島 英樹	立正大学法学部法学科 教授	副会長 部会長
	栗原 真吾	公募区民	
	長﨑 恵子	公募区民	
	鶴巻 祐子	新宿子育てメッセ実行委員会	
	鱒沢 信子	民生委員·児童委員協議会	
第3部会 自治 コミュニティ 文 観光 産業	山口 道昭	立正大学法学部法学科 教授	部会長
	岸本 幸子	公募区民	
	田中 健士	公募区民	
	小菅 知三	新宿区町会連合会	
	横倉 泰信	新宿区商店会連合会	

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日 条例第 45 号 改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
 - (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政 評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を 区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
 - (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 区民 6人以内
 - (3) 区内各種団体の構成員 6人以内

(委員の任期等)

- 第5条 委員の任期は4年以内とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

- 第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

- 第7条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 委員会は、会長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

- 第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に 定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附則

〔以下 略〕

3 新宿区行政評価制度に関する規則

平成26年3月31日新宿区規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、新宿区(以下「区」という。)の行政評価制度に関し必要な事項を 定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効 率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。
 - ア 第3条から第5条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表
 - イ 第6条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表
 - ウ 第7条の規定による総合的判断及びその結果の公表
 - (2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
 - (3) 内部評価 区の機関(議会を除く。)が実施する行政評価をいう。
 - (4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。
 - (5) 部等 新宿区組織条例(昭和49年新宿区条例第3号)第1条に規定する部、会計 室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。
 - (6) 部長等 部等の長(会計室にあっては会計管理者、教育委員会事務局にあっては教育委員会事務局次長)をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第3条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

- 第4条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。
- 2 内部評価委員会は、部長等及び課長(これらに相当する職にある者を含む。)その他 部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第5条 内部評価委員会は、第3条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業(以下「評価対象施策・事業」という。)のうち当該部等に係るもの(教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあっては、中央図書館に係るものを含む。)について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。
- 3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。 (外部評価の実施及びその結果の公表)
- 第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。 (総合的判断及びその結果の公表)
- 第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの(教育委員会事務局次長にあっては、中央図書館に係るものを含む。) について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。 (補則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部 長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この報告書は、新宿区外部評価委員会から新宿区長に対して報告された外部評価実施結果について、新宿区外部評価委員会条例第12条に基づき公表するために、印刷製本したものです。

令和元年度 外部評価実施結果報告書

印刷物作成番号 2019-13-2102

発行年月 令和元年11月

編集·発行 新宿区総合政策部行政管理課 電話 03-5273-4245 (直通) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号



新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを 推進しています。

本誌は、新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。